

交通安全功労団体（学校・企業）の審査基準

1 基本的考え方

交通安全活動が当該学校内、企業内のみにとどまらず、地域住民と一体となって行う等地域に密着した活動と認められ、かつ、その活動が今後とも地域に波及、拡大することが見込まれるもの、又は、これに準ずるものとする。

2 過去の受賞例から

(1) 学校関係

ア 団体の区分は、原則として「児童生徒」「教職員」「PTA」は別団体として取り扱うものとする。ただし、功労（活動）内容が各団体間にまたがるもの、又は、密接な関連があると認められる場合はその内容により判断する。

イ 児童の大部分（概ね80%）が当該活動に参加していると認められる場合。

ウ 一部児童で構成されているクラブであっても、当該クラブ員が他の児童、又は地域住民等に積極的に働き掛ける等、相当の効果がみられること。又は、県（全国）レベルの大会で顕著な成績を収めた場合。（例 自転車クラブ）

エ 年間を通じた活動であること。

オ 交通安全諸活動を行った結果、事故ゼロ1000日を達成し、継続中の場合。

カ 上記オの例等で、最初の受賞時の児童・生徒が在籍している場合は非該当とする。（事故ゼロ日数が2000日以上継続した場合）

キ ユニークな活動を行っており、他の模範となる場合。

(2) 企業関係

ア 社外における交通安全諸活動、地域と連携した交通安全活動を積極的に行っていること。
なお、次のような例は非該当とする。

・企業PRが著しいと認められる場合（啓発用看板等への企業名記載の占める割合が高い場合）

・交通安全施設、看板等の設置が会社の出入口等専ら当該会社の従業員を対象としたものと認められる場合。

イ 年間を通じた活動であること。

ウ 活動歴が概ね3年以上であると認められる場合。

3 その他

上記以外の例については、その都度内容を検討し決定する。